

【名義人受領の配当所得の調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- 1 この調書は、業務に関連して他人のために名義人として支払を受ける配当等について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が不明の場合には、最後の配当等の支払の日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2) 「種類」の欄には、株式、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口をいう。）、出資、特定株式投資信託（租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。(2)において同じ。）の受益権、株式等証券投資信託（公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く。）をいう。）の受益権、非公社債等投資信託（証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものをいう。）の受益権、特定受益証券発行信託の受益権、特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第3項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。）の受益権、特定目的信託の受益権（社債的受益権を除く。）、社債的受益権、その他法人課税信託の受益権等の区分及び旧株、新株、優先株、後配株等の区分を記載すること。この場合において、その配当等が租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（(2)において「上場株式等の配当等」という。）に該当する場合には「（上場）」と、上場株式等の配当等以外の配当等に該当する場合には「（一般）」と記載すること。
 - (3) 「配当等の金額」の項には、その年中に支払を受けることが確定した配当等の金額を記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。